

強度行動障害判定表

通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童は、次の表の行動障害の内容について、その行動障害が見られる頻度等をあてはめて算出した点数の合計が20点以上である児童とする。

No.	行動障害の内容	行動障害の目安の例示			
1	ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、爪をはぐなど。	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
2	ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、殴り、髪引き、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など。	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
3	激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの行為で止めても止めきれないもの。	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
4	激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど。	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
5	睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
6	食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルをひっくり返す、食器ごと投げる、椅子に座っていられず皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べる異食、体に異状をきたしたことがある拒食、特定のものしか食べず体に異状をきたした偏食など。	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7	排せつに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど。	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
8	著しい多動	身体・生命の危険につながる飛びだしをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険な所に上るなど。	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
9	通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	たえられないような大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続くなど。	ほぼ毎日	1日中	絶えず
10	沈静化が困難なパニック	一度パニックが出ると、体力的にもとても抑えられず止められない状態を呈する。			あり
11	他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、関わっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。			あり